

平成29年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成29年9月20日午前9時29分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	中松秀夫
総務政策課企画員	平尾好孝	総務政策課員	樫原基史
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課企画員	十河貴子	住民生活課員	木村陽子
住民生活課企画員	宮本真里	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課企画員	川口孝志	税務課長	橋本秀行

上下水道課長	三 栖 啓 功	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	新 堀 浩 士		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 57 号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更
及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第 58 号 上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例
- 日程第 3 議案第 59 号 平成 29 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 60 号 平成 29 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 61 号 平成 29 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 62 号 工事請負契約の締結について（平成 29 年度 第 2－1 号 公共下水道事業 生馬下水道管（8 工区）布設工事（補助））
- 日程第 7 議案第 63 号 物品購入契約の締結について（平成 29 年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食器類））
- 日程第 8 議案第 64 号 物品購入契約の締結について（平成 29 年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食缶類））
- 日程第 9 議案第 65 号 土地取得について
- 日程第 10 発議第 1 号 上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）
- 日程第 11 意見書第 2 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）
- 日程第 12 議員派遣の件について
- 日程第 13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 9 時 2 9 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

本日もクールビズ対応で、上着をとっていただいて結構です。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員と畑山議員より挙手の申し出がありますので、これを許可します。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年第 3 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 議案第 57 号～日程第 9 議案第 65 号

○議長（山本明生）

この際、日程第 1 議案第 57 号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての件から日程第 9 議案第 65 号、土地取得についての件まで 9 件を一括議題とします。

△日程第 1 議案第 57 号

○議長（山本明生）

日程第 1 議案第 57 号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての件についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５７号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(「議長、ここ何か入っとるやろ」の声あり)

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

休憩 午前 ９時３２分

再開 午前 ９時３４分

○議長（山本明生）

再開します。

△日程第２ 議案第５８号

○議長（山本明生）

日程第２ 議案第５８号、上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

(「異議なし」の声あり)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

木本君。

以上でございます。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

11番、木本議員さんのご質問にお答えします。

私のほう、17ページの林業総務の第13節委託料、木質バイオマスエネルギー導入計画策定委託料ということで、委託料の関係というので事業とはまたということで、内容を確認したいということで、事業のほうを説明させていただきます。

今回、この委託につきましては、上富田町が県で属している紀南地域というのは、県内の大半の山を所有しているよということになっています。現状、この山の価格、もう木自体が低迷しておりまして、山の整備、山林の整備等ができていません。森林資源が十分に活用できていないというのが実態で、整備できていないために荒廃した山林等がふえてきていると。また、このような中で今、上富田町に木質バイオマスの計画もできています。

そんな状態で、町としましても、この町内周辺、森林の資源の状況を把握したいということで、今回、環境省から委託を受けているイオン環境財団というところがあります。そこが、この前の9月の歳入のほうにも載せておりますように、雑入で二酸化炭素の排出抑制対策事業というのがあります。その補助金1,360万を町が申請して、こういう事業をしたいということで申請をしましたところ、受けていただきました。それを今回の9月のほうにも入として受けてございます。

じゃ、何をするんだよということになります。基本的には、主な事業として、今のこの上富田を中心とした山の賦存量、例えば町なり県なり森林組合等が持っている量の調査をします、数字上、賦存という形で。それを調査するのと、もう一つ、その数字で出てきたものの、実際、実現可能性調査というのを、行政のほうで持っているいろんな計画、森林経営計画であったり占用計画であったり、各事業所から計画持っているやつを出してもらっている、行政が持っている資料とか、森林組合とか林業関係者等にアンケートをとって、施業に対してかかわれる森林組合の構成であったり事業内容、間伐とか主伐とか、そういうものをどんな形で実施しているのか、植栽とか下草刈り、施業の方法、そういう部分とか、搬出の状況、作業道、山の中に間伐、主伐した後、切り開いた後、どんなものが残ってきているのかというものを確認させていただきます。

また、そのほかに、木材加工者とか流通業者というのがあります。ペレットの製造とか、今現在よくやられている、木質バイオマス発電が出ていますけれども、チップとして現状流れている加工業者に今、どんな状況ですかというのを確認させていただいて、

実際、今、どんな形でしているよ、その中で出てくる廃棄物とかを調査する形になります。

町村としたら、そういう山にある未利用材をどの程度出してこられるのかという調査で確認をしたいという部分なんですけれども、今回受ける補助の内容につきましては、イオン環境財団というのは環境ということに特化しますので、CO₂の削減がこのことによってどれだけ出てくるのか、影響があるのかということ进行调查してイオン財団に報告するという形になります。

ちなみにですけれども、8万トンから9万トンの木材を利用した場合、計算式があるんですけれども、これはCO₂の単位が難しいんですけれども、t-CO₂とかという表現をされるみたいなんですけれども、5万トン前後の削減になるのと違うかなという計算式になっています。だから、うちのところでどれだけの木質のバイオマスを出したときに、どれだけの抑制ができるよと。

それと、生物多様性の保存効果を生み出すことというのは、結局、山が荒廃してきて人里に鳥獣害が出てきている。山を整備することによって、本来住む山が草とか生活できる環境になれば、人と動物の住む部分が区別できていけるんじゃないかなと、そういう多様性の調査をするという形になっています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（山本明生）

木本君。

○11番（木本眞次）

例えば、上富田町でバイオマスをやりますよ、そのために国から環境整備に対しての補助金いただきますよ、上富田町はもちろん近隣の県内の山々もいろいろと調査をしていただけるという考え方でよろしいんですか。

○議長（山本明生）

菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

すみません。基本的には、木質バイオマスがあるという前提ではなしに、まずは調査をさせていただきたいと。今、業者さんのほうでも木質バイオマスがやれて、これだけの未利用材がありますよという形は、例えば県も森林組合も言われるんですけれども、実際、上富田町にあっても森林整備計画という計画があって、数字上はどれだけのヒノキがあり、どれだけの山があって、材料としてはこれだけありますよとなるんですけれども、数字上だけなんです。実際、作業道で切り出してこられて、それに使えるものというのはどれだけあるかというのは把握できていません。

そういうための調査であって、例えばこれが今、実施ありきではないということで、町としては、一旦それを把握したいということで手を挙げさせていただきました。

以上です。

○議長（山本明生）

木本君。

○11番（木本眞次）

考え方は、僕は木質バイオマスについては賛成のほうなんですけれども、そういうことを上富田町が手を挙げたから、国はこういう補助金がありますよということで補助金くれたのと違うの。そういうような捉え方したらあかんですか。

○議長（山本明生）

菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

そうではないんです。本来、計画ありきで手を挙げて補助金をくれるのではなしに、これは実際、自分のところで、これは木質バイオマスとして上富田町でだめになったとしても、この計画というのは和歌山全体で使える部分なんですよ、国の環境省の中で。例えば上富田があかんかったよと、今度新宮でやりますよといったときに、この調査の部分というのは生きてくる形になっております。

以上です。

（「はい、了解」と木本議員呼ぶ）

○議長（山本明生）

企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

11番、木本議員のご質問にお答えいたします。

私のほうは19ページの第15節工事請負費の62万の看板の設置についてなんですが、道の駅くちくまの中につけます。どういったものかというところ「ようこそ上富田へ」と、そういう表示をつけて、あとひょうたんせんぱい、上富田にゆるキャラができましたんで、これを全面的に売り出したいと思いますんで、ひょうたんせんぱいの横へ立って一緒に写真が撮れる、そういったイメージで今、つくらせていただきますんで、よろしく願いいたします。

以上です。

（「はい、了解」と木本議員呼ぶ）

○議長（山本明生）

よろしいですか。

(「4 P r o」 と奥田議員呼ぶ)

○総務政策課企画員（樫原基史）

はい。P h a n t o m 4 P r o でございます。

以上でございます。

(「はい、わかりました」と奥田議員呼ぶ)

○議長（山本明生）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

大石君。

○6番（大石哲雄）

ついでにお聞きしたいんですけれども、このドローンの、今これを購入しなければならないという必要性です。それでどこへどんなに使うのかということをちょっとお聞きしたいんですけれども。それから操縦は一体どうなるのか。操縦技術も要るんやろ。これどうなるんか、その3点。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

[illegible]

そういうことで、この間、購入したところから研修に来ていただいて、例えばの話ですけれども、産業建設課とか防災担当するとか水道課の職員にはその研修は受けさせております。できたらお願いしたいのは、このドローンで研修を積んでもう少し性能のい

いものを買うということで、事前にご了解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

榎本君。

○10番（榎本 敏）

ドローンではないのでございます。17ページ、山の恵み活用事業費補助金で、新しいあれで、すばらしいネーミングかと思うんですけども、たしか2分で県費が2分の1でうちが2分の1ということやけれども、この上限額と、それからこれは今回何に使うかということはわかっておりますけれども、活用方法というのか、もっと、山の恵みやから、山の恵み、もっとほかにあるけれども、その辺の幅というのはどの辺まであるんですか。

○議長（山本明生）

産業建設課、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

10番、榎本議員さんのご質問にお答えします。

この山の恵み活用事業費補助金につきましては、議員お住まいの汗川の奥に備長炭を焼く窯があると思います。あれがもうかなり古くなってきておりますので、その山の窯の修復という形になってございます。県の事業でこのネーミングを使った部分で補助事業としてございます。

事業費としましては、全体で72万要りますよということで聞いています。ただ……

（「全体で幾ら、72万」の声あり）

○産業建設課長（菅谷雄二）

はい。72万で整備する、ただし補助対象としましては、いろんな部分もあるんですけども、63万1,400円と。そのうちの県費が3分の1で21万、町費21万、残りについては個人負担。ここの事業主体につきましては、JA紀南の木炭部会というところが使っているということなので、こちらのほうから申請いただいて、これについて出しますよということになってございます。

ちなみにですけども、大きさにつきましては、横が2.4メートル、奥行きが2.8メートル、高さが2.5メートルという形になっています。1回の生産量、大体焼く炭ですけども、1回焼けるのが380キログラムという形で生産できると聞いてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

榎本君。

○10番（榎本 敏）

製炭関係のあれでJ A紀南さんの組合のほうから県のほうに申請あってということは大体うっすらと知っておるんやけれども、僕、山の恵みですから、決して炭だけではないと思うんやけれども。例えば、この補助金を使うてほかのことを何かやれるという幅というのは、補助規定はないんですか。それを聞きたいんやけれども。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

すみません。今、県の事業でどれだけのものが採用になるかという事業採用の幅というのはちょっと手元に持っていない。県のほうで山の恵みとして今回受けたよと。それで所在地ということで町が受けてこの木炭の部分で活用するということで申請はしましたけれども、ちょっと今、手元に、幅としてどんなものが採用されるか、例えば山の林産物であるイタドリであるとか、そういうようなものが対象になってくるかというのはちょっと今、手元にありません。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

15ページの住宅耐震改修費補助金というんですか、交付金もいただくということで、大体どれぐらいの対象者があるというんですか、住宅改修ができる目安というんですか、どういうふうを考えているかちょっと教えていただければと。

そしてもし、例えばあんまり件数がなければ補助金も返さないといけないのかなという、その辺もちょっと教えていただければ。

○議長（山本明生）

産業建設課、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

住宅耐震改修費補助金の内訳につきましては3件分で、1件116万1,000円とになってございます。この内訳としまして、国費が41万1,000円の11.5%プラ

ス15万円で56万1,000円、県費が30万円、町費が30万円となっておりま
す。補助金の工事費のマックスが357万4,000円となっております。

以上です。

○議長（山本明生）

谷端君、どうですか。

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

3件で116万って、これ個人住宅じゃないんですか。ちょっと僕もわかりません
けれども、町営住宅とかそういうことですか、これ。

○議長（山本明生）

産業建設課、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

この住宅につきましては、個人の住宅でございます。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

これはわかったんですけども、ほかにも町のほうから町内会のほうへ耐震に回す
というふうなことも聞いているんですけども、それで多くあればまたお金もかかっ
てくるということによろしいのでしょうか。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

2番、谷端議員さんにお答えします。

本年度から、朝来の平和町内会、愛和町内会等、朝来駅前周りの耐震診断の戸別訪問
を行う予定となっております。それで今回、耐震診断の委託料としまして30件を予定
して上乗せしております。

○議長（山本明生）

2番、谷端君。

（「もう4回です」の声あり）

○議長（山本明生）

3回やね、ごめん、3回。

ほかにはありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５９号、平成２９年度上富田町一般会計補正予算（第２号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第４ 議案第６０号

○議長（山本明生）

日程第４ 議案第６０号、平成２９年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第１号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第６０号、平成２９年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第１号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第61号

○議長（山本明生）

日程第5 議案第61号、平成29年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括をお願いします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、平成29年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第62号

○議長（山本明生）

日程第6 議案第62号、工事請負契約の締結について（平成29年度 第2-1号 公共下水道事業 生馬下水道管（8工区）布設工事（補助））について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、工事請負契約の締結について（平成29年度 第2-1号
公共下水道事業 生馬下水道管（8工区）布設工事（補助））の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第63号

○議長（山本明生）

日程第7 議案第63号、物品購入契約の締結について（平成29年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食器類））の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、物品購入契約の締結について（平成29年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食器類））の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第64号

○議長（山本明生）

日程第8 議案第64号、物品購入契約の締結について（平成29年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食缶類））の件についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、物品購入契約の締結について（平成29年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食缶類））の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第65号

○議長（山本明生）

日程第 9 議案第 6 5 号、土地取得についての件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第 6 5 号、土地取得についての件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
午前 1 0 時 2 0 分まで休憩します。

休憩 午前 1 0 時 0 8 分

再開 午前 1 0 時 2 0 分

○議長（山本明生）

再開します。

△日程第 1 0 発議第 1 号

○議長（山本明生）

日程第 1 0 発議第 1 号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）の件を
議題とします。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

発議第1号。

上富田町議会会議規則の一部を改正する規則。

上富田町議会会議規則の一部を別紙のように改正する。

平成29年9月20日。

提出者、上富田町議会議員吉田盛彦。

賛成者、上富田町議会議員谷端清。

以上です。

○議長（山本明生）

提案理由の説明を求めます。

12番、吉田盛彦君。

○12番（吉田盛彦）

おはようございます。

上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）であります。

上富田町議会会議規則の一部を改正する。

上富田町議会会議規則（昭和62年議会規則第11号）の一部を次のように改正する。

この規則は、議会や委員会、休日や夜間に会議を開会するために改正するものです。

第9条を次のように改めます。

会議時間であります。

第9条第1項中「17時」を「22時」に改めます。

附則で、この規則は、平成30年4月1日から施行するとしております。

次のページを、参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほど
よろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明をします。

それでは、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則の提案に当たり、説明をしま
す。

本提案は、上富田町議会を休日及び夜間に開催することにより、議会改革、議会活性化を通してよりよいまちづくりを目指して、住民福祉のより一層の向上につなげようとするものであります。

また、平成28年12月の議会で、地方議会議員の厚生年金制度の加入を求める意見書、これは可決されたのでありますけれども、この中にありますように、地方分権時代

を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段重くなってきています。

しかしながら、平成27年に実施された統一地方選挙において、町村では議員の立候補者が減少し無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。また、高知県大川村では、町村総会のことも話題になっているところでございます。

こうした中、地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方の見直しに係る具体的な方策として、住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者——サラリーマンでありますけれども——議員として活動できる上での便宜に資するよう、休日・夜間等に議会を開催するなどの運用の工夫をするべきと考えております。

以上のことから、女性や勤労者、サラリーマンが議員に立候補でき、また議員として活動できるような環境の整備を我が上富田町が率先的に図るために、休日・夜間議会を上富田町議会、ほかに先駆けまして導入するべきと考えております。

以上のことから、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）を提出するものであります。

補足説明をします。一般の町民を対象に会議を開くときは、町政報告なんかもそうですが、日中には開きません。それは住民の方が昼間仕事を持っている関係であります。全国県下町村議会議員は、50歳以上が圧倒的に多い現状です。それは歳費だけは生活ができないため、多数を占める一般のサラリーマン、会社員とか女性の方が議員にならない象徴であります。勢い、自営業や農業、定年退職された方、職を持たない方と限られております。上富田町の議会も、人口増と言われながらも、平均年齢が63歳と年々高くなっておりますし、前々回の選挙は無投票でありましたし、一人、二人の定員オーバーに終わっているのが現状で、全国的には議員のなり手不足は深刻になってございます。

また、このことによって、議会運営の見直しも考えなければならないと思っております。例えば、地方自治法第121条の議会に出席を求める長及び委員等は、原則として特別職及び時間外手当の対象でない管理者とする。職員が待機したときは代休または時差勤務にして職員の人件費を最小限に努める。また、聞きたいことは事前に職員から説明を受ける。そのためには、原則として本会議を夜間に行い、委員会審議は休日に開催するよう議会運営を工夫する必要があるとございます。

皆さんのご理解とご議論をお願いして、補足説明にかえさせていただきます。よろし

くお願いします。

○議長（山本明生）

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、奥田君。

○8番（奥田 誠）

今、提案者のほうからの説明がありましたけれども、1点ちょっと確認をしたいんですが、今の説明の中では一般的な自治体、議会のほうの考えであれば、休日・夜間議会を開催するに当たっては、まず傍聴人の方を多く呼びたいというようなことで今までの開催された議会もありますが、その中で、今、提案者が言われる中では、勤労者、女性、サラリーマン等の方が働きながら議員を務める中でこの夜間議会を進めるというふうに私は聞いたんですけれども、その辺、傍聴人のほうを優先にするのか、議会議員が昼間仕事をしながら夜の議会をするというふうにする、どちらに重きがあるのかだけ、ちょっと確認をさせてください。

○議長（山本明生）

答弁願います。

12番、吉田君。

○12番（吉田盛彦）

全国で今、夜間議会を開催されているところは16ぐらいあります。そしてまた、夜の委員会を開催しているところは32市町村あります。しかし、それらは全て、これは永田町から発したんですけれども、それは傍聴人に議会、町民・市民の皆さんが議会に関心を持つようにというようなことでスタートされたと思います。

私の今言っている、提案しているのは、それではなくて、結果として傍聴人も多く呼べることも期待しておりますけれども、本来は多く広く人材を確保するために、サラリーマンとか女性の方とか、多くの出席していただいたら、両方の効果があると考えております。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

10番、榎本君。

○10番（榎本 敏）

少し教えてほしいんですけれども、この発議第1号、これであれしますと、第9条を次のように改めるということは、第1項中「17時」を「22時」に改めると。これが仮に通りますと、すぐ夜間とか休みの日に委員会を開けるということになるんですか。その辺をひとつ。

○議長（山本明生）

答弁願います。

12番、吉田君。

○12番（吉田盛彦）

これが可決されれば30年4月1日に始めるということになっておりますので、当然可決されれば、これはそのまま4月1日から施行するということになると思います。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

（「2回いってもええんか」の声あり）

○議長（山本明生）

はい。

榎本君。

○10番（榎本 敏）

今、説明をお聞きしまして、前段から始まりまして、大変いいお話であろうというように思うわけですが、全国に先駆けて云々で上富田町からというお話ですが、今、働き手改革とかいうことで、もうカレンダーを見ましても3連休が軒並みあるということで、本当に振りかえ休日で休みにしようかということで、休みとかいうことの日程が非常につきにくいようなカレンダーになっておるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（山本明生）

12番、吉田君。

○12番（吉田盛彦）

今の質問でありますけれども、もう一つちょっと聞き取れなかったのがわかりにくいところがあるんですけれども、連休が続いたときに、皆さんが、サラリーマンの人は休みが多くなるから、働くのが……よくわからなかったんやけれども、議長、整理してくれるかな。

休みが多ければ多いほど、まだ議会へ出席しやすいような、余裕を持って出席できるような形になるのではないかなと思っておりますけれども、まずい答弁だったらごめんなさいと言いますけれども、もう一回言ってください。

（「言わんでいい」の声あり）

（「行かなくていい。わかりましたって」の声あり）

○議長（山本明生）

10番、榎本君。

○10番（榎本 敏）

わかりましたと言えということやけれども、例えば月曜から金曜まで一生懸命働いて、土日月の3連休の中日に議会をやるよ、委員会をやるよということが、果たして国が進めておる働き手改革、またいろんなことに対して反比例するんじゃないかと、そのようなことでございますけれども。

○議長（山本明生）

12番、吉田君。

○12番（吉田盛彦）

いろいろな方面を考慮してからこういった考えに至っておりますので、ご理解をいただきたい。

（「はい、よくわかりました」の声あり）

（「議長、ちょっと暫時休憩してくれへんか」の声あり）

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

○議長（山本明生）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

7番、畑山君。自席で結構です。

○7番（畑山 豊）

ちょっとごめん、座らせてもうていいですか。

○議長（山本明生）

はい、どうぞ。

○7番（畑山 豊）

私は、この発議第1号の議会規則の一部を改正する案に反対をします。

その内訳としては、今、議運の委員長が暫時休憩の中で言うておられましたように、議運の委員会の中でいろいろと話し合いをしております。確かにこの内容そのものは悪い、よいはまた議員いろいろと考えた中で素案に対する答えが出ようかと思いますが、今、何ですぐこういう案を提案してそれを通すという話を提案者といろいろとする中で、今の町議会の任期が来年4月で、それに間に合わせるためにするというような、そういう話し合いをしておりました。

提案者は、この議会の中で一番古参議員で、私たちはこの提案者を本当に見本のような形でして、今までいろんなことを教えていただいたこともあります。そんな中で、やっぱり議運の委員だけがこういう内容をわかって、ほかの議員さんが一つも浸透していないところもあるかと思うんで、もっと議論、検討してからでいいんじゃないかという話をしたんですが、どうしても今でなかったらあかんというようなことであります。

このような改革をもししたとして、可決されたとしても、かなりの混乱が起ころうかと思えます。話を聞いておったら、働く人、働きながら夜間議会を、それは確かに見ばえはいいような感じはしますけれども、夜間するとなれば、私個人的な話になりますが、ちょうど2年前に首の頸椎を損傷するようなかを手術をしてもらった結果、成功して一応体は動けるようになっておりますが、大変いろんな麻痺が残っております。そこへ来て、今、食道がんという大変な病気をもらって、その治療をするのに毎月抗がん剤治療をしております。もうちょうど13カ月になるんですが、そういう重なったけがや病気によって大変体に麻痺ができております。ただいま障害者手帳を、3級の障害者としての手帳をいただいております。私が考えるのに、そういう体の間に合わんような議員はもうやめてもいいんと違うかと言われているようなところも感じるところであります。

そういうことで、この提案を、規則の一部を改正する案に私は反対をします。

一応、これで反対討論を終わります。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

発議第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する議案に賛成討論を申し上げます。

私は、サラリーマンをさせていただきまして、会社の理解もあり、議員活動もできております。議会開催日などは仕事の非常に忙しいときもあり、議会が終わってから夜間の仕事をしているような状況でもあります。

そしてまた、提案者と同じようにかぶるかわかりませんが、やっぱり地方議員のなり手不足というようなこともあり、そしてまた立候補をためらう業務の壁とかいうような、いろいろな新聞紙上でも載っているわけです。

また、進む高齢化で担い手不足というような諸問題もいろいろあるかと思います。

このようなことから、私は、住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、また女性、サラリーマン、議員としての活動できる上での便宜を図るように、議会を休日、夜間などに開催するなどの運営上の工夫をするべきでないかなと考えております。この制度ができましたら、休日・夜間議会を実施することで、議員の幅広い層からの人材も確保できるんじゃないかなと。そしてまた、多くの町民の議会の傍聴を広げることでもあるんじゃないかなというふうに考えております。

最後に、上富田町議会が制定した休日・夜間議会をすることで、今後の議会の方向性をつくる指針にもなるだろうと考えております。

以上のことから、発議第1号に私は賛成します。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

私、松井は、この上富田町議会規則の一部を次のように改正するこの規則（案）に反対をいたします。

今、私も議員を初めてさせていただいて、いろんな条件下の中で厳しいなという思いで続けさせていただいているんですけども、以前、全員協議会の中でもありましたけれども、議員たる者はやっぱり覚悟して出てこいというのが、やっぱりそうなんだと思います。というのは、やっぱり税金で飯も食いますし、活動もさせていただいている中で、大変今、なりて不足とか、当然そういうことは全国でもあるんですけども、やはり我々上富田町議会は、出てくるのであれば覚悟を決めて、そして少なくともこのいただいている報酬で十分生活もできるというのを、私は自分で実証しているつもりでありますし、別に夜開かなくてもいいと思うんです。

この規則の中にも、議長や委員長の権限で開催時間を延長したり、そういうこともできますから、まずそういうことを——まだしていないようですから——試してみても、私、いいと思うんです。毎回繰り返しますけれども、議員たる者、やはり覚悟して、落ちるのも自分の覚悟ですし、当選しても自分の覚悟です。そういうことで、住民に訴えていく。その中でやはりここに来ていただくというのも一つ大事ですけども、我々議員が地域に出て、自分自身で足を使って説明をしていくということが大事だと思います。

んで、まずはいろんな、できる範囲の規則の中で試してみてやっていくのが妥当だと思いますので、今回、これには反対をいたします。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

発議第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則に反対をいたします。

先ほど、畑山議員から、また松井議員からいろいろとご説明がありましたけれども、議運の中でもいろいろとディスカッションをしております。そういう中で、総務委員会でもかなりディスカッションされたと思いますけれども、これはやはり継続審査でしていったほうが、僕はスムーズにいくんじゃないかと思いますので、継続審査をお願いして、この発議第1号に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより、発議第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

△日程第 1 1 意見書第 2 号

○議長（山本明生）

日程第 1 1 意見書第 2 号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

意見書第 2 号。

平成 2 9 年 9 月 2 0 日。

上富田町議会議長山本明生殿。

提出者、総務教育常任委員会委員長吉田盛彦。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

以上です。

○議長（山本明生）

提案理由の説明を求めます。

1 2 番、吉田盛彦君。

○1 2 番（吉田盛彦）

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）について、まず朗読をいたします。

我が国の地球温暖化対策については、2 0 2 0 年度及び 2 0 2 0 年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は『平成 2 9 年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等に

ついて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定して雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先としましては、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長ということであります。

それでは、意見書の案について説明をします。

この意見書は、国等に対して、森林の持つ公共的機能に対する新税として、全国森林環境税の創設を求めるものです。この全国森林環境税創設の趣旨につきましては、森林の有する公益的機能に着目し、水（上水道）、だから工業用水、水力ありますが、二酸化炭素排出源等を課題客体として国民の間接税でありますけれども、による新たな税源を創設し、森林、山村地域の維持・発展を担う市町村財政に寄与するための制度の実現を図ることを目的としております。

今回の意見書の取り組みにつきましては、当議会も加盟している全国森林環境税創設促進議員連盟の加盟市町村が一斉に提出を予定しているものであります。

参考に、これまでの活動経過につきましては、平成6年10月7日、当初全国124市町村議会で森林交付税創設促進全国議員連盟を結成され、その後、既に平成4年に結成されていた市町村の森林交付税創設促進連盟と歩調を合わせて取り組んでおります。議員連盟では、平成8年11月より、政府各政党、関係する国会議員に対して要望活動を行い、また、毎年度において開催する総会を通じてお互いの意見交換の場を持ちながら、森林の持つ公共的な機能と役割を広く国民に訴え、森林環境税の創設の早期実現と関係市町村の振興を目指しているところであり、この議員連盟は全国森林環境税創設促進議員連盟と名称を変更し、平成15年度において全国593団体が加盟していましたが、市町村合併により、現在、353団体となっております。和歌山県では、19市町

村が加盟しております。この付近では、田辺市、白浜、すさみ、上富田が加盟。

この意見書は、可決をいただいた後は政府、国会に提出する予定をしております。どうぞご賛同のほどをよろしくお願い申し上げて、提案理由の説明にかえます。

○議長（山本明生）

本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

私は、この「全国森林環境税」の創設に関する意見書に対する反対討論をします。

地球温暖化等の影響で、大災害が次々起きています。多発する災害への対応とあわせて、森林・林業の再生は重要な課題です。しかし、森林・林業にかかわる国の予算は4,000億円以下です。国の一般会計予算100兆円の1%、1兆円を充てるだけでも大きな支援になります。税制改正大綱は必要な財源を森林吸収源対策として国民に等しく負担を求め、市町村による森林整備等の財源に充てるとしています。

和歌山県では、紀の国森づくり税が導入され、均等割の超過課税が行われています。さらに国による森林環境税が導入されると、住民にとっては二重課税になります。既に導入されている地球温暖化対策税を拡充し、大企業の制動責任、排出責任を問うルールを確立し、使途に森林吸収源対策を位置づけて必要な財源を充てるべきです。住民に負担ばかりを求めるのではなく、国による対策が必要です。

そういったことから、この意見書には私は反対します。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）に賛成します。

我が県は紀伊国ということで、昔から木の国と言われております。そういう中で、やはりこういうことが創設されるということは、我が県にとっても我が町にとっても大変有意義なことだと思います。そしてまた、バイオマスの件でも、先ほど課長から説明あ

りましたけれども、やはり国としてもそういうことを補助していただくということに対して、大変、和歌山県にとってはいいことだと思いますし、この上富田町におかれましても大変いい話だなと思いますので、私はこの意見書に対しまして賛成をいたします。

以上です。

○議長（山本明生）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより、意見書第2号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第12 議員派遣の件について

○議長（山本明生）

日程第12 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（山本明生）

日程第 13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会吉田盛彦委員長より 27 項目、産業民生常任委員会畑山豊委員長より 25 項目、学校給食対策特別委員会沖田公子委員長より 1 項目、議会広報特別委員会榎木正行委員長より 1 項目、議会運営委員会木本眞次委員長より 3 項目、以上となっております。

また、2 としまして、目的については、所管事務調査。

3. 方法及び期間は、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第 65 条の規定による委員会招集通知書及び第 74 条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（山本明生）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、学校給食対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成 29 年第 3 回町議会定例会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

第3回定例会には、平成28年度の一般会計、特別会計の決算認定をお願いしています。決算審査特別委員会を設置して審査いただくことになりました。松井委員長を初め委員の皆さんには、お忙しいと存じますが、審議していただき、認定していただけるようお願いします。

また、本年度より、着手とか起業しますくちくまのコミュニティバス運行事業、岩田公民館建設事業、上富田文化会館空調設備改修事業、上富田スポーツセンター駐車場用地購入事業につきましては、債務負担行為を認めていただき、まことにありがとうございます。早期に関係者と協議して、前向きに取り組みます。

次に、地方創生の中で、人口問題が大きな課題で、その人口減少対策の一環として、地方の振興、所得の向上がうたわれています。上富田町は、最近、これ8月末になりますけれども、住民基本台帳の人口が1万5,581人となり、過去最高の人口となりました。しかし、その人口も2060年には1万人に減少すると推計されております。そのため、諸政策を講じて1万2,500人を確保する対策を講じているところでございます。その対策の一つとして、定例会閉会后、議長さんをお願いしまして、全員協議会を開会し、企業立地について説明をさせていただきたいと思っています。

私は、教育とか福祉とか生活環境整備、産業振興が全般的に充実することが必要であると認識しております。

一方、産業振興により、町の税収がふえて町政の財政に余裕ができた分、その分教育とか福祉予算に回し充実することができます。このことは家庭でも一緒です。所得が向上すれば子供の教育とか福祉関係に配慮することができます。そういう意味で、全てが循環していると考えています。

上富田町は、他の都道府県の自治体と比較して、助成等がおくれていることについてもご理解をいただきたい。

いずれにしましても、上富田町、町そのものと住民の方々が自立するという考えを持っていただけるようお願いしたいと思います。その意味で、町民の皆さんが一丸となって今後とも上富田町の振興に努めていただけるようお願いします。

なお、昨日の一般質問で、私は退任することを表明しました。次の12月の定例会が最後の議会となります。そのときに、町長在職中に町民の皆さんにご協力いただいたことのお礼のご挨拶をさせていただける機会を設けていただけるようお願いし、本定例会のお礼のご挨拶とさせていただきます。本定例会、どうもありがとうございました。

△閉 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成29年第3回上富田町議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 山本 明生

議事録署名議員 奥田 誠

議事録署名議員 沖田 公子